

北区交通安全及び地域防犯に関する活動助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市北区において区民の交通安全及び地域防犯に関する活動に要する経費について、北区役所が助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付対象及び助成金額等の決定)

第2条 助成金の交付対象は、次の各号に掲げる活動で、区長が特に必要と認めたものとする（以下「助成対象事業」という。）。

(1) 神戸北交通安全協会又は有馬交通安全協会が実施する北区交通安全活動

(2) 神戸北防犯協会又は有馬防犯協会が実施する北区地域防犯活動

2 区長は、前項の助成対象事業の実施に要する経費の2分の1を上限に助成するものとし、その助成対象事業に関して北区が計上している予算の範囲内において助成金額等を決定する。

(助成金の交付申請)

第3条 前条の助成金の交付を受けようとする者は、原則として助成対象事業を開始する概ね30日前に助成金交付申請書（様式第1号）を、北区長（以下「区長」という。）に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第4条 区長は、内容を審査し、当該申請に係る助成金を交付すべきものと認めたときは、助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行うものとする。

2 区長は、交付決定を行う場合において、当該助成金の交付の目的を達成するために必要な条件を附することができる。

3 区長は、交付決定の内容及びこれに附した条件を、助成金交付決定通知書（様式第2号）により、当該助成金の交付を申請した者に通知するものとする。

(助成対象事業の内容等の変更)

第5条 前条第3項の通知を受けた者（以下「助成対象事業者」という。）は、助成対象事業の内容等を変更するときは、助成金交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）を速やかに区長に届出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な事項については、この限りではない。

(助成対象事業の状況報告)

第6条 助成対象事業者は、区長から助成対象事業の遂行及び収支の状況の報告を求められたときは、遅滞なく当該報告に必要な書類を提出しなければならない。

(是正命令)

第7条 区長は、助成対象事業が交付決定の内容又はこれに附した条件にしたがって遂行されていないと認めるときは、助成対象事業者に対し、適切に当該助成対象事業を遂行することを求めることができる。

2 前項の規定は、第6条に規定する報告があった場合に準用する。

(助成金の交付)

第8条 助成対象事業者は、助成対象事業終了後すみやかに、助成事業実績報告書（様式第6号）を区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の報告内容を審査して、助成金の金額を確定し助成金交付確定通知書（様式第7号）により助成金の確定額を助成対象事業者に通知するものとする。
- 3 助成対象事業者は、前項の通知を受けたときは、助成金請求書（様式第8号）により助成金の交付を区長に請求することができる。口座名義が様式第1号助成金交付申請書代表者と異なる口座への振込となる場合は、助成金受領委任状を提出しなければならない。
- 4 区長は、前項の規定による請求に基づき、助成金を交付するものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、区長は、助成金額の確定前に助成金の交付を必要とする特段の事情があると認めるときは、助成金額の確定前に助成金を交付することができる。この場合、助成対象事業者は助成金額の確定前に交付が必要な理由を助成金概算払交付請求書（様式第9号）にて区長に提出しなければならない。
- 6 第5項の規定により交付を受けた助成金額が、前条第2項の規定による助成金の確定額を超える場合は、当該助成対象事業者は、当該差額を区長が定める期限までに返還しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第9条 区長は、助成対象事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき
- (2) 助成金を助成対象事業以外の用途に使用したとき
- (3) 交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき
- (4) 虚偽の方法により、交付決定を受け、又は助成金の交付を受けたとき

（助成金の経理）

第10条 助成対象事業者は、助成対象事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、その経理を助成対象事業者の他の経理と明確に区分しなければならない。

2 助成対象事業者は、前項の帳簿及び助成対象事業を遂行するのに要した費用の支出の証拠となる伝票類を当該事業年度終了後5年間は保存しなければならない。

3 区長は前2項の助成対象事業に係る帳簿、伝票類等を調査することができる。

（事情の変更）

第11条 区長は、交付決定後に天災地変その他特別の事情が生じた場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付等に関して必要な事項は、区長が別に定める。

2 助成対象事業者は、区長が必要と認めた場合、必要書類を区長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。